

船舶事故調査報告書

平成31年2月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成30年5月3日 08時00分ごろ
発生場所	愛媛県愛南町深浦漁港南方沖 天巖鼻灯台から真方位109° 3海里（M）付近 （概位 北緯32° 54.8′ 東経132° 37.4′）
事故の概要	漁船第六十八高身丸は、生け簀への係留作業中、船長が負傷した。
事故調査の経過	平成30年5月16日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第六十八高身丸、14トン
船舶番号、船舶所有者等	E H 2 - 8 7 2 3（漁船登録番号）、安高水産有限会社（A社）
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	軽傷 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 3、視界 良好 海象：波高 約1m 愛媛県全域には、5月2日15時39分に強風波浪注意報が発表されており、本事故時も継続中であった。
事故の経過	<p>本船は、船長及び甲板員1人が乗り組み、養殖魚への給餌作業の目的で、深浦漁港南方沖のA社所有の沈下式大型小割生け簀（以下「本件生け簀」という。）に向けて同港を出航した。</p> <p>本船は、本件生け簀の枠となる索に両舷の船首及び船尾から係留索を取って係留することとし、風と波で船体が動揺する状況下、左舷側の係留索を取り終えた後、「右舷側の本件生け簀の枠となる索」（以下「本件枠索」という。）に、船長が船首側の係留索を、甲板員が船尾側の係留索をそれぞれ取る作業を行っていた。</p> <p>船長は、右舷船首部で、本件枠索にフック付き索（以下「本件フック索」という。）の金属製フック（以下「本件フック」という。）を掛けて左舷船首部にあるウインチで巻き込んでいたところ、風と波により船体が動揺し、本件枠索から外れて跳ね上がった本件フックが船長の左側頭部に当たった。</p> <p>船長は、作業を中止して深浦漁港に移送され、陸上に待機していた救急車で病院に搬送され、全治10日間を要する左側頭部裂挫創と診断された。</p> <p>船長は、本件フックの本件枠索への掛かりの状態を確認せずに巻き込んでいたと本事故後に思った。</p> <p>船長及び甲板員は、保護帽を装着し、救命胴衣を着用していた。</p>

<p>分析</p>	<p>本船は、深浦漁港南方沖において、強風波浪注意報が発表されて船体が動揺する状況下、本件生け簀に係留作業中、本件フック索を本件ウインチで巻き込んだ際、本件フックが本件杵索から外れたことから、跳ね上がった本件フックが船長の左側頭部に当たり、船長が負傷したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、深浦漁港南方沖において、船体が動揺する状況下、本件生け簀に係留作業中、本件フック索を本件ウインチで巻き込んだ際、本件杵索から外れたため、跳ね上がった本件フックが、船長の左側頭部に当たったことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 係留作業中は、緊張している索の状況、フックの掛かり具合等の確認を行うこと。 ・ 強風注意報が発令されて船体が動揺する状況下では、生け簀に係留する作業を行わないことが望ましい。